破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２０号
青森県八戸市西白山台５丁目14番Ａ３－２号市営住宅
債務者　榮村　千景
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第３号
宮城県気仙沼市本町２丁目５番33号　藤村第二アパート２号室
債務者　鈴木　重喜
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２８年（フ）第１８２号
滋賀県東近江市五個荘竜田町300番地６
債務者　山口　恵子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第４８号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目11番23号
債務者　Ｒｏｏｍ　Ｌａｎｉこと　松本　育子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第８２号
兵庫県尼崎市戸ノ内町２丁目５番８号　村上文化
債務者　中西　雅央
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２号
鳥取県米子市両三柳5037番地　シエスタ米子605号
債務者　相見　美香
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第８号
鳥取県米子市東福原４丁目１番21号
債務者　生本　幹子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第６４４号
広島市中区舟入中町９番22―404号
債務者　沖田　各子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７９７号
広島市東区戸坂桜上町５番４―204号
債務者　長尾哥律惠
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４０号
広島市安芸区上瀬野南１丁目300番地21
債務者　ペレイラ　カリーナ　ヒロミ　ヤマモトこと　ＹＡＭＡＭＯＴＯ　ＰＥＲＥＩＲＡ　ＫＡＲＩＮＡ　ＨＩＲＯＭＩ
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４１号
広島市安芸区上瀬野南１丁目300番地21
債務者　ペレイラ　クライトン　ミランダこと　ＭＩＲＡＮＤＡ　ＰＥＲＥＩＲＡ　ＣＬＡＹＴＯＮ
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９０号
広島市東区戸坂山崎町２番23―204号
債務者　岡本あき子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２号
長崎県長崎市旭町13番21号　コーポ都102
債務者　田中　和貴
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４号
長崎県長崎市かき道５丁目３番４―103号
債務者　原口　奈美
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４０号
宮崎市吉村町北原甲1459番地１　ニューフォンティーヌＢ－２号
債務者　内村　亜紀
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９号
宮崎県都城市郡元町2768番地２　半代貸家８号棟
債務者　徳永由季子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１４号
北海道小樽市緑２丁目29番18号
債務者　髙木　貴之
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで　札幌地方裁判所小樽支部